

令和2年2月3日

新型コロナウイルス感染症への対応について

学生・教職員の皆様へ

東北大学感染症対策本部長
下間 康行

新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、本学の対応もそれに応じて随時更新されます。

最新の情報や追加的留意事項は、本学ホームページやグループウェア等でお知らせしますので必ず定期的に確認いただくとともに、咳エチケットや手洗い等の感染症対策を行い、感染防止に努めるようお願いします。

記

1. 中国から日本に入国・帰国した場合

- (1) 潜伏期間があることから、日本入国または帰国の日から起算して14日間は自宅で休養し、自身の体調変化や症状に注意して健康観察を行ってください。
(出席停止、出勤停止などの措置を意味するものではありません)
- (2) 健康観察中に、37.5度以上の発熱（※）があり、咳やのどの痛みなどの症状が見られた場合は、下記e-mailアドレスに報告の上、保健所または医療機関（渡航歴を告げたうえで）に電話連絡し、その指示に従ってください。また、その指示の結果についても下記e-mailアドレスに報告してください。
なお、症状が改善するまでの間は、自宅で休養し、自身の体調変化や症状に注意して健康観察を行ってください。
- （※）発熱が顕著にない場合でも（37.5度以上の発熱に限らず）、異常が認められた場合は、保健所等へ連絡をしてその指示に従ってください。

学生→infection2020*grp.tohoku.ac.jp（保健管理センター）

報告事項：学籍番号、名前、滞在先、帰国（入国）月日、連絡用e-mail address、症状、学生寄宿舎（ユニバーシティハウスなど）居住の有無、保健所または医療機関からの指示等

職員→occupational-health*grp.tohoku.ac.jp（環境・安全推進センター）

報告事項：部局名、名前、滞在先、帰国月日、連絡用e-mail address、症状、保健所または医療機関からの指示等

「*」を@にかえて送信願います。

2. 中国への渡航

- (1) 外務省は、新型コロナウイルスによる肺炎の感染拡大を受け、中国湖北省以外の地域の感染症危険レベルをレベル2（「不要不急の渡航は止めてください」）としていることから、中国湖北省への渡航を中止するとともに、同国への不要不急の渡航は中止してください。

- (2) なお、やむを得ず渡航が必要な場合は、定期的に家族と職場と連絡を取ると共に、外務省渡航登録サービス（たびレジ）に登録し、外務省から諸々の協力依頼があった時は迅速に対応してください。

3. 中国からの入国・帰国者以外の方

インフルエンザの流行期であることから、身近にできる感染症対策（手洗いの励行や咳エチケット、換気等）に努め、咳やのどの痛みなどの症状が見られた場合は、上記1- (2) に示す e-mail アドレスへ連絡し、医療機関を受診する等、適切な対応をしてください。